

令和5年（ネ）第902号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 (閲覧制限) 外12名

被控訴人 国

## 証 拠 説 明 書

令和5年 月 日

東京高等裁判所第1民事部ロB係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

控訴人ら訴訟代理人弁護士 大 村 珠 代

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考	
甲 A170 号 証	国立研究開発 法人国立成育 医療研究セン ター「乳児期 における父親 の育児への関 わりが多いこ とが、子ども が16歳時点 でのメンタル ヘルスへの不 調を予防する 可能性」	写し (イン ター ネッ トか 印 刷し たも の)	5.1.12	国立研究開 発法人国立 成育医療研 究センター	国立研究開発法人国立成育 医療研究センターから、乳 児期における父親の育児へ の関わりが多いことが、子 どもが16歳時点でのメン タルヘルスへの不調を予防 する可能性が示唆された、と の研究結果が公表されたこ と。	
甲 A171 号 証	国立国会図書 館「離婚後面 会交流及び養 育費に係る法 制度一米・英 ・仏・独・韓 一」	写し	27.11.17	国立国会図 書館調査及 び立法考査 局行政法務 課(前澤貴 子)	フランスでは、フランス民 法典の1993年改正によっ て両親の共同親権が原則と なり、更に2002年改正に より、別居・離婚が親権の 態様に影響を及ぼさないこ とが確認された。そして、 親権は、「子の利益を目的 とする権利と義務の総体で ある。」と規定されている こと(甲 A173 号証 5-6 頁の 「1 親権」)。	

甲 A172 号 証	井上武史「別居後の親子の面会交流権と憲法：面会交流立法不作為訴訟の検討」法と政治(関西学院大学)72 卷 1 号 292-320 頁	写し	3.5.31	関西学院大学, 井上武史	井上武史「別居後の親子の面会交流権と憲法：面会交流立法不作為訴訟の検討」の内容。諸外国では「訪問権」という異なる言葉で「面会交流権」が基本的人権として保障されていることなど。
甲 A173 号 証	安倍嘉人・西岡清一郎監修『子どものための法律と実務 裁判・行政・社会の協同と子どもの未来』表紙, 執筆者紹介(v, vi), 15-26 頁, 88-118 頁, 奥付	写し	25.1.17.	安倍嘉人・西岡清一郎, 日本加除出版株式会社	<p>安倍嘉人・西岡清一郎監修『子どものための法律と実務 裁判・行政・社会の協同と子どもの未来』においては, 以下の記載がされていること。</p> <p>① 19 頁 執筆者：西岡清一郎（東京家庭裁判所長） 「また, 面会交流についてみると, 相手方が審判に応じなかった場合には, 履行勧告, 間接強制といった方法しか残されておらず, その実現には困難が伴うと言わざるを得ない状況にある。」</p> <p>② 111 頁 執筆者：進藤千絵（大阪地方裁判所判事）他 「(7) 面会交流の履行の確保 ア 履行勧告 他方、義務者が勧告に応じない場合は義務の履行を強制することはできず, 履行勧告によって調停や審判の内容を変更することはできないなど限界もある。履行勧告が功を奏しない場合に</p>

					は、後述する間接強制や改めて調停を申し立てることが必要になる。」
甲 A174 号 証の 1	日本の第 7 回 定期報告書に 対する国連自 由権規約委員 会の最終見解	写 し (イン ター ネ ッ ト か ら 印 刷 し た も の)	4.11.30 (採択は 4.10.28)	国連自由権 規約委員会	国連自由権規約委員会は、 「国内および国際的な親による子の奪取の事例が頻繁に報告され、締約国が適切な対応をとっていないことに懸念」を示し(44 項)、「子どもを家族から連れ去るための明確な基準を設けるために法律を改正し、連れ去ることが正当であるかどうかを判断するためにすべての事例について強制的な司法審査を導入し、子どもの親からの分離が最後の手段としてのみ、子どもおよび親の意見を聞いた上で、子どもの保護と子どもの最善の利益に必要な場合に用いられることを確認すること。」(45 項 (b))、「親による子の奪取の事例に適切に対応するために必要な措置を導入し、子の監護に関する決定が、国内・国際の事例を問わず、子の最善の利益を考慮し、実際に十分に実施されることを確保すること。」(45 項 (c))などを求める勧告をすることを含んだ日本の第 7 回定期報告書に対する最終見解を、令和 4 年 10 月 28 日に採択したこと。
甲 A174 号 証の 2 (甲 A174 号証の 1 の日本語 訳)	日本の第 7 回 定期報告書に 対する国連自 由権規約委員 会の最終見解	写 し (イン ター ネ ッ ト か ら 印 刷 し た も の)	4.11.30 (採択は 4.10.28)	国連自由権 規約委員会	国連自由権規約委員会は、 「国内および国際的な親による子の奪取の事例が頻繁に報告され、締約国が適切な対応をとっていないことに懸念」を示し(44 項)、「子どもを家族から連れ去るための明確な基準を設けるために法律を改正し、連れ去ることが正当であるかどうかを判断するためにすべての事例について強制的な司法審査を導入し、子どもの

					親からの分離が最後の手段としてのみ、子どもおよび親の意見を聞いた上で、子どもの保護と子どもの最善の利益に必要な場合に用いられることを確認すること。」(45項(b))、「親による子の奪取の事例に適切に対応するために必要な措置を導入し、子の監護に関する決定が、国内・国際の事例を問わず、子の最善の利益を考慮し、実際に十分に実施されることを確保すること。」(45項(c))などを求める勧告をすることを含んだ日本の第7回定期報告書に対する最終見解を、令和4年10月28日に採択したこと。
甲 A175号 証	第183回国会 衆議院法務委 員会平成25 年4月19日 議事録	写し (イン ター ネッ トの 国会 のHP から 印刷 した もの)	25.4.19	国会衆議院 法務委員会	日本のハーグ条約の批准に際し、平成25年に国会において、不当な子の連れ去りが発生し得ることが既に指摘されていたこと(第183回国会衆議院法務委員会平成25年4月19日議事録)。
甲 A176号 証	外務省「ハー グ条約(国際 的な子の奪取 の民事上の側 面に関する条 約)」の頁の 「ハーグ条約 の仕組み」の 箇所	写し (イン ター ネッ トの 外務 省の HP から 印刷 した もの)	4.11.22	外務省	連れ去りが虐待に該当する理由について、外務省のHP「ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)」の頁の「ハーグ条約の仕組み」の箇所に、以下のとおり解説がされていること。 「国境を越えた子の連れ去りは、子にとって、それまでの生活基盤が突然急変するほか、一方の親や親族・友人との交流が断絶し、また、異なる言語文化環境へも適応しなくてはならなくなる等、有害な影響を与える可能性があります。ハ

					<p>ーグ条約は、そのような悪影響から子を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めています。」</p>
甲 A177 号証の 1	1996年6月9日に、国連の子どもの権利委員会（特別セッション）で発表されたナンシー・フォークナー氏の論文「親による子の奪取は児童虐待である」	写し（インターネットから印刷したもの）	11.6.9	ナンシー・フォークナー	1996年6月9日に、国連の子どもの権利委員会（特別セッション）で発表されたナンシー・フォークナー氏の論文「親による子の奪取は児童虐待である」の内容。
甲 A177 号証の 2（甲 A177 の 1 の日本語訳）	1996年6月9日に、国連の子どもの権利委員会（特別セッション）で発表されたナンシー・フォークナー氏の論文「親による子の奪取は児童虐待である」	写し（インターネットから印刷したもの）	11.6.9	ナンシー・フォークナー	1996年6月9日に、国連の子どもの権利委員会（特別セッション）で発表されたナンシー・フォークナー氏の論文「親による子の奪取は児童虐待である」の内容。
甲 A178 号証の 1	カナダ子どもの権利協議会についての説明文書	写し	5.3.11（印刷年月日）	カナダ子どもの権利協議会	カナダ子どもの権利協議会についての説明内容。
甲 A178 号証の 2（甲 A178 の 1 の日本語訳）	カナダ子どもの権利協議会についての説明文書	写し	5.3.11（印刷年月日）	カナダ子どもの権利協議会	カナダ子どもの権利協議会についての説明内容。